

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成28年12月15日（第8日目）

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから、平成28年平泉町議会定例会12月会議第8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本定例会12月会議に町長から追加提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、総務教民常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、升沢博子議員。

7番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

総務教民常任委員会の閉会中の継続調査の申し出をいたします。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

1、事件、総務教民常任委員会所管にかかる調査について、（1）子育てしやすい地域づくりについて、（2）安心安全な防災体制について、（3）情報化計画について。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

ただいま総務教民常任委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第2、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、千葉勝男議員。

10番、千葉勝男議員。

10番(千葉勝男君)

閉会中の継続調査の申し出を行います。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記、1、事件、産業建設常任委員会所管にかかる調査についてであります。(1)社会基盤施設について、(2)農業振興策について、(3)観光振興策についてであります。

以上、よろしくご審議お願いします。

議長(佐藤孝悟君)

ただいま産業建設常任委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第3、請願第2号、農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願及び日程第4、請願第3号、「平泉町住宅リフォーム事業」(平成21年平泉町告示第19号)の復活を求める請願書を一括議題とします。

この請願について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、千葉勝男議員。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

請願審査の報告を行います。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告をいたします。

記、請願第2号、農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願でございます。

本案件については、採択すべきものと決定をいたしました。

いろいろ議論の報告を若干いたしますが、この案件については、JA自ら改革をしようとする意気込みが見えると、こういうことからして、この案件については採択すべきものと決定したところであります。

続いて、請願第3号でございますが、「平泉町住宅リフォーム事業」（平成21年平泉町告示第19号）の復活を求める請願書であります。

この案件につきましても、採択すべきものと決定をいたしました。

この件についても、慎重に審議をしたわけでございますが、中身につきましては、町内多くの165名ほどの請願が出て、名前が連ねて請願を出されておりました。このことからして、廃止になった後も、廃止前の多くの方々が希望してはいたにもかかわらず、途中で切れてしまったというようなこともあって非常に残念だということからして、多くの業者の皆様方に、その残った部分、それ以外の方からも多く業者のほうに問い合わせがあったということでもあります。したがって、そういうことからいたしまして、今回のこの案件についても採択すべきものということでありました。この案件については、当局にあっても新年度の予算に反映をされますように、ご検討をいただきたいものということでもあります。

以上、報告を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

以上で産業建設常任委員長の説明を終わります。

これから請願第2号、農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから請願第2号、農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

次に、請願第3号、「平泉町住宅リフォーム事業」(平成21年平泉町告示第19号)の復活を求める請願書の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから請願第3号、「平泉町住宅リフォーム事業」(平成21年平泉町告示第19号)の復活を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(佐藤孝悟君)

起立多数です。

したがって、請願第3号は採択することに決定しました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第5、世界遺産特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、世界遺産特別委員長の報告を求めます。

世界遺産特別委員長、佐々木雄一議員。

9番、佐々木雄一議員。

9番(佐々木雄一君)

それでは、閉会中の継続調査の申し出をするものであります。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出るものであります。

記、事件、世界文化遺産拡張登録及び世界農業遺産登録並びに国立博物館誘致について。

以上ですので、よろしくご審議お願い申し上げます。

議長(佐藤孝悟君)

ただいま世界遺産特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し

出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第6、議案第54号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長(岩淵毅志君)

それでは、議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第54号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、平泉町職員組合と交渉を行い、妥結した内容により提案させていただくものでございます。

一般職の職員について、給料月額及び勤勉手当の率の改定を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

それでは、議案第54号参考資料1ページの平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表第1条関係を参考にご説明をいたします。

第1条につきましては、平成28年12月支給分の勤勉手当の率の改正と平成28年4月1日にさかのぼりまして、行政職給料表の改正でございます。

新旧対照表現行欄第20条第2項中の下線部、「掲げる額」を改正後案欄の「定める額」に改め、同項第1号中の「100分の80」を「100分の90」に改め、同項2号中の「100分の37.5」を「100分の42.5」に改め、それぞれ改正しようとするものでございます。

次に、給料表の改定でございまして、参考資料1ページから3ページの裏に記載されております別表第1の現行欄の行政職給料表を、改定後案欄の行政職給料表のように改正しようとするものでございます。

次に、3ページの裏、下段の第2条でございまして、平成29年度以降に支給される勤勉手当の率の改正でございまして、第20条第2項第1号中の「100分の90」を「100分の85」に改め、同項2号中の「100分の42.5」を「100分の40」に改め、それぞれ改正しようとするものでございます。

今回の改正によりまして、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給月数を0.1月、再任用職員

の勤勉手当の支給月数を0.05月、それぞれ引き上げようとするものでございます。

また、給料月額を初任給若年層で1,500円、高齢層再任用職員で400円、平均改定率で0.2%の引き上げ改正をしようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項では、この条例の施行日を公布の日からとし、第2条の規定は平成29年度から施行することを、第2項では、第1条の規定は、勤勉手当の率の改正については平成28年12月1日から、給料月額の改正については平成28年4月1日から施行することを、第3項では給与の内払い、第4項ではこの条例の施行に関し、必要な事項を規則に委任することをそれぞれ規定しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

ただいまの提案について、4点についてお伺いをしたいというふうに思います。

私は職員のこのたびの給与改定に反対をしている者でも、する者でもありません。賃金を下げるということは、職員の士気にも大きく影響するわけですから、そういう意味では安易な考えを持ち合わせていないわけでありますが、あえて誤解を恐れずに申し上げれば、労働の対価として賃金がある以上、その対価に見合う労働の提供というのが求められるのは必定であるというふうに思うわけであります。

平泉町ではこの間、平成9年から三度にわたりまして行革大綱を定め、行政サービスの向上と自主的な行財政運営の確立に向けて取り組んでまいりました。現在は第4次行革大綱、行革プランにおいても、住民の信頼に応える職員づくりがその中でうたわれております。そして、職員の意識改革、自己啓発、資質の向上が必要であるというふうに説いているわけであります。

そこで、最初にお伺いをします。

後期基本計画初年度の取り組みとして、職員の意識改革の取り組みにどのようにあたってきたのでしょうか。

次に、一般事務職員の人件費について、市町村経常経費分析表に平泉町の実態が公表されているわけでありますが、平成22年度から平成26年度までを見ても、全国平均や類似団体平均、さらには岩手県平均よりも0.3ポイントから7.9ポイント上回っているわけであります。そして、そのことは公表されているわけです。そのために、平泉町はこの経費分析表にどのように記載をしているかということ、さらに人件費の抑制に努めていく必要があるというふうに記述をしているわけであります。平成27年度の決算に見る人件費は、歳出全体の20.5%を占めています。平成26年度決算よりは0.9%下回りましたが、公表されている平成26年度までの岩手県職員を含めた全市町村職員の平均給与月額が平泉町は上から7番目の位置にございます。依然として自主財源である町税17.4%を上回っている実態に変わりありません。

そこで、2点目をお伺いします。

平成22年度以降、人件費が減少になってきた背景には、団塊の世代と言われる29名ほどの退職により、基本給が下がったことが大きく作用していると私は考えていますが、自立可能な行財政運用の確立に向け、行革大綱、行革プランの精神をどのように具現化をしようとしているのかお伺いをいたします。

次に、平成27年度決算に伴う監査意見書は、前年度と比較の上でワーク・ライフ・バランスの推進を掲げ、2点明記をしております。その1つに、時間外勤務の恒常化と偏りがあると。2つに、各部署とも管理職を含め業務のあり方、処理の方法、この実態を検討しなさいというふうに監査意見書は指摘をしているわけであります。職員の労働実態把握と働き度の評価については、既に開示をされております、人事評価制度に基づく公平公正さが求められるのは当然のことでございますが、町民は役場職員の能力の向上、質の向上、そして役場を訪れる町民に対する接遇対応の変化と現在の賃金水準を対比をして見ているわけであります。

そこで、2点お伺いします。

1つは、効率よく職務を遂行し、行政サービスを低下させないための研修計画を立てることになっていますが、どのように取り組まれておるのでしょうか。

2つ目、平成27年度監査意見書で指摘をされた業務の平準化をどのように進めようとしておられるのでしょうか。

以上、4点について、現在、企業誘致立地が停滞をし、少子高齢化で将来人口が減少していく、あわせて生産年齢人口の増加に伴う税収の減と社会保障費の増加を目前にして、町民が等しく理解をするような答弁を求めたいと思います。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まずはじめに、行革大綱等に基づくための意識改革についてのお話でございます。

いずれこのお話につきましては、特段の研修ということは実施した経緯がございません。ただ、今の、その当時からの行革大綱等の中での財政的な厳しさなり、行政サービスの水準等の向上等ということのお話が出た中で、意識改革という形の研修とは別にそれぞれの部署、職場において各管理職等、上司等からとのグループ協議等、その協議指示に基づきまして、意識を向上させていきながら対応してきたというような状況でございます。また、その人事評価等を導入した、昨年度から導入しているわけでございますけれども、それにつきましては、その人事評価等のそれぞれのヒアリング等の際に、上司がそれぞれの職員に対して指示、またはその状況等の把握等をしながらその向上に努めている、把握に努めているところでございます。

また、それから行革大綱の具体化、具現化というようなことでございますけれども、これにつきましては、いずれそれぞれ行革大綱を具現化するための、行財政改革推進委員会等がそれぞれ庁内に組織で持たれてございます。その中で具体的な取り組み等をそれぞれの担当部署から提案し

ていただきながら、それぞれの毎年度の目標ということで立たせていただきまして、それに向けて実行してきたというふうなところでございます。

それから、効率向上のための研修計画ということでございますけれども、これにつきましては、それぞれ各年代、それから各役職等に伴いまして、それぞれの研修カリキュラムもでございます。このカリキュラムにつきましては、県の町村会がございまして、そこで実施している研修カリキュラムがございまして、それに伴いまして、それぞれの年代、または役職等に応じた研修を実施させているという実情でございます。

それから、業務の平準化ということでございまして、これについてはそれぞれの部署におきまして、住民要望、住民行政サービスの向上のためにそれぞれの住民からの要望にお応えするための事務事業を実施しているわけでございますけれども、いずれ平準化をしたいというようなことで職員の配置替え等々も考慮しながらやっているところではございますけれども、実際的には既存の業務量等に見合う職員の配置ということがそれ以前からもなされているわけでございますが、その中で新たな住民が希望するような業務に対しまして、いずれ事務事業についてはそれぞれ増加しているわけでございますけれども、それに応じた人員の配置はなかなか、今の現状の財政計画等の中を見ましても難しいというような状況でございます。

いずれ今いる人員、職員等に負担がかかってきているというのは実情でございますけれども、その中でいずれ多くの人材を採用というようなことは、今の現状では難しい内容でございますので、今現在の人員を、さらに行政サービスを低下させない、新たな行政サービスの需要も出てきていることに対応するような形で、それぞれの職員の業務量等が増加するわけでございますけれども、その中で対応させているというのが実情というふうになっているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

言われておりますことを相対的に見ていまして、職員の健康状態が損なわれる、そういうような現状にあってはならないと、これは極めて当然でありますし、大切なことであります。であるがゆえに監査意見書は、偏っている超過勤務の実態というのをきちっと各課管理職を含めて見直すべきではないのですかというふうに意見書として提出をしたと思うのですよ。ですから、総花的な話ではなくて、具体的にどのようにやっていくのかと。

もちろん後期基本計画のそれぞれの施策の中に私が質問をした内容というのが明記をされているわけですから、今、総務課長が話したような答弁というのは、やられていないことを正当化をするまでは言いませんけれども、やっていないけれども気持ちの上ではそういうふうに思っているのだ、というふうには私には受け取れないのですよ。

そういう答弁をされましたから、いくつかお伺いしますけれども、では、行革大綱や行革プランの精神をどう具現化しようとしているのかということについて、庁内にある推進委員会の中で

実施したと。どのようなことを実施したのですか、具体的に。これが1つ。

次に、研修計画はどうなっているのですかという質問に対して、いわゆる市町村会が決められている研修カリキュラムに基づいて参加をしているのだということなのですが、それは各年度年度、計画的に各課何名ということで取り組まれているのですか。実績はどうなっているのですか、この平成28年度、今12月が終わろうとしているわけですが。

それから、3点目ですが、監査意見書で指摘された業務の平準化について職員の配置云々と言いました。冒頭、私が言いましたように、職員の健康状態をおもんばかれば、やっぱり監査意見書で偏りをなくしなさいというふうに指摘をされているわけだから、どこに改善をしなければならぬ課題があるのかということも分析されているのですか。どこに課題があるかということも分析をして、その課題を除去するために、どのような手を打たなければいけないのかということまで掘り下げていかないと、総務課長言われるように、仕事量が増えていて職員があっぴあっぴあしている、これは全く監査委員の意見書を無視とは言わないけれども、配慮しない対応だというふうに言わざるを得ません。

以上、3点。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

すみません、はじめの行革大綱の具現化という話でございましたけれども、ちょっと資料等、今持ち合わせていませんので、具体のお話はちょっとここではできませんので、後ほどでよろしいのであれば、後で資料を持参した上でお話をしたいと思います。

それから、研修計画でございますけれども、これについては先ほども申し上げましたけれども、計画的な形でございます。毎年度毎年度、その必要な年齢に達した者についてはきちんと受講をさせておりますので、これについては全く計画的にやっているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

実績については、数値はここで現在持ち合わせておりません。

職員の配置でございます。これについても、偏りのないように毎年度させていただいております。いずれ少ない人数ではございますけれども、その中で住民サービスに対する事務事業を怠りのないような形で、きちんとした形で配置をさせていただいているというふうに認識してございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

資料を持ち合わせていないということですから、その部分は3月会議で改めてお聞きをしたいというふうに思います。

それで、研修の人数の関係ですけれども、計画的にやられているということですから、それは

それとして善とすべきなのだろうというふうに思います。ただ、非常に私は気がかりというか気になったのは、いわゆる業務の平準化に対して偏りのないようにしていると言われておりますが、6月に出されている開示資料から見ると、少なくとも超過勤務の実態というものについては平準化されているというふうには見えないわけですよ。したがって、この問題についても、改めて3月会議の中で質問をさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

1つはこの改定案なんですけれども、大卒初任給というのはどこの俸給にあたるのか、何号、何級にあたるのかということで金額とともに。

それから、最近発表されました、民間との差というのはどうなっているのかというのが2つ目。

それから、3つ目ですが、今回の提案には人事院の勧告というのがあって、これはこれでそのとおりだというふうに思いますし、それから先ほどの説明の中で、労使の合意ということあって、それも当然だと思います。

ただ、それだけでは、やっぱり町民の感情といいますか、今の社会的な状況の中で、先日の一般紙、新聞の報道でも、ボーナスの支給がありまして、私なども41歳でいくらというと、議員の倍かなということも見たり、町民の方、大中などは高いと思いますけれども、町内零細企業、農業者、商業者から見れば、やっぱり役場は安くないなというのが結論的な見方だと思います。

そういう中で、この提案理由がこれだけというのは、私としてもどうもなかなか不十分ではないかというふうに思いますが、この点どう思うか。

3つの点、以上です。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

まずはじめの大卒初任給でございますけれども、大卒初任給につきましては、行政職給料表俸給表第1号の1級の21号が該当いたします。額にしましては、16年の勧告後の額でございますけれども、16万7,600円が大卒初任給というふうになっているところでございます。

それから、民間との格差でございますけれども、まずはじめに人事院勧告での差でございますけれども、人事院勧告とでの差との官民格差につきましては、0.17%で708円でございます。それから、県の人事委員会の勧告でございますけれども、県内の公民格差につきましては、503円という数値が出されております。

それから、3点目、今回の給与の改正等の提案理由についての説明としては不十分ではないかというようなことでございましたけれども、いずれあくまでも職員の給与につきましては、民間もそうであろうとは思いますが、労使の交渉が基本でございます。

町長と組合等の交渉に基づきまして、まずは基本線を確定したというところでございまして、その内容につきまして今回提案をさせていただきまして、議会の同意をいただくというような形で、もちろん毎年度時に給与改定についてはやらせていただいているところでございすけれども、いずれ提案理由につきましては、組合との交渉の中でも、参考とさせていただくものが、労使ではそれぞれの民間賃金格差等動向を把握してするわけだろうとは思いますが、どうしても各自治体、特に平泉町のような規模におきますと、独自の調査方法がないということもございまして、国の人事院、または県の人事委員会の勧告内容を参考にさせていただいての交渉ということになるわけでございまして、そういう中でさせていただいているということでございすので、具体的な地場の平泉町内での格差等の比較ができないというようなことはご指摘のとおりでございすけれども、いずれ今までの経緯といたしまして、こういうような形での県の人事委員会、国の人事院の勧告等を参考にさせていただいて実施してきたというようなことでございすし、今後もそういう形の流れになろうかというふうに判断しております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

いずれ民間との給与差という点では、いろいろ今回、工業関係で20万6,000円とか、平均で20万3,000円というふうに私は認識していたわけですが、ですからそういう点では、いろいろ手当とかそういったことも発生してくると思うのですが、必ずしも今回の提案が高いわけではないというふうには認識していました。その点については、やっぱりそれなりの正当な理由だというふうには認識しております。

提案理由との関係なのですが、やはりそうなりますと、町民の感情との思いと、私も率直に思います。そこで、やっぱりちゃんとした理由付けが本当は必要なのではないかなというふうに思うわけです。といいますのは、たまたまこの間、NHKの「ブラタモリ」という番組をやっております、結局黄金文化といいますか、財政的に豊かさというのがあってこの平泉はやっぱり発展して、その中に今、世界遺産登録になったこの平和の思想というのができ上がったということだと私は思うわけですが、この間の議会で「人は城」という話を私はしましたが、「人は城、人は石垣、人は堀」というふうに実はその後あったと思いますけれども、やっぱり経済学の一つの考え方の中に、上部構造と下部構造というのがあります、つまり下部構造、土台の部分の上の考え方の決める思想とか、いろんな人の考えを決めるという考え方なのですが、だからこの平泉のこの発展の経過を考えて、やっぱりきちんと経済的な、いわば今回の給与問題では人件費ですが、しっかりとしたそういった支えがあって、やっぱりすぐれた労働もできるし知識を持つと、いろんなやっぱり積極的な考えも、職員も浮かぶのだと思うのです。やっぱりそういった認識が必要なのではないのかなと。

単純に人事院勧告されたとか、労使合意したということだけでなく、やっぱり大もとには、そういった経済的にきちんと裏付けがあって、ちゃんと町民のために仕事ができるというのが大事

なのではないかなと思いますけれども、いずれにせよ先ほど高橋伸二議員の、やっぱり仕事の偏りなんかも含めて、人には得手不得手があるものですから、やっぱりそういったところも含めてよく考えていく必要があるのかと思います。総務課長でしょうか、お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ただいまの議員のご指摘、そのとおりであるというふうには認識はいたします。

ただ、公務員という立場ならというか、いずれ公務員の仕事というものは、国・県、各市町村、若干の違いはあるにしても、同一職種同一賃金という形の原則もございまして、それを参考にさせていただきながら、いずれ人事院なり、県の人事委員会なり、あとは各自治体の状況等も情報等としては入れさせていただきながら対応はさせていただいているというような状況でございますので。

ただいまいただきました意見も参考にしながら、今後のいずれ賃金給与等の改正等に活用させていただくように、させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

数字の確認だけしておきたいと思います。

この別表第1の表であります。今回改定をしようとする若年層と規定されておりますところが1,500円の引き上げをすると、俸給でいいますと、1級の1号俸から3級の8号俸までとなるかという表になってございます。これの一般職員の該当する人員的に何名の対象になるのかを教えてください。また、平均年齢とかあれば、それもお願いしたいと思います。

それから、高齢層、400円の引き上げということでもあります。俸給表を見ますと、5級の25号俸からというふうになるかと思われませんが、この方々の一般職の比率、何名なのかということも教えてください。お願いします。

そうしますと、中間層というのでしょうか、3級9号俸から5級25号俸までのこの方々の一般職の人員は何名になるか、それも教えてください。また、平均年齢等も教えてください。ありがとうございます。

とりあえず以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ただいま質問にありました最高金額1,500円、それから400円というふうな形があるわけがございますけれども、そのそれぞれの該当する人数については、持ち合わせ資料がございませんの

で、後ほどでよろしければ後ほどに回答させていただきたいと思います。

(「中間層」の声あり)

総務課長(岩淵毅志君)

中間層も含めまして、はい。

議長(佐藤孝悟君)

審議する部分でその部分は必要ですか。今、必要ですか。その場合は、これから持って来させますので。

(「後でいいです」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

後でいいですか。

(「はい。もう1点だけお願いします」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

5番、真竈光幸議員。

5番(真竈光幸君)

それで、この改定によって、時間外手当が大きく改定されることになろうかと思いますが、この時間外手当の分についての適切な管理について、どのようなチェック体制が機能されているのか。

これは6月の議会でも一度指摘をされたところではありますが、その辺の改定、またチェック体制についての取り組みはいかがになっているのかをお聞かせください。

議長(佐藤孝悟君)

岩淵総務課長。

総務課長(岩淵毅志君)

時間外超過勤務のチェック管理ということでございます。

いずれこれについては、以前の議会でもご質問ございましたけれども、基本的には時間外を必要とする職務、職員につきまして、上司にその段階で、本日こういうわけでこのような業務について時間外勤務させていただきたいというふうな口頭申し出を受けます。その中で、わかったというようなことで了承していただければ勤務するわけでございますけれども、最終的な時間等の確認については、いずれ個人申告というふうなことになりますので、ずっとついていながらチェックというようなことの状態にはなっておりませんので、個人申告に基づいて、次の日に申告をいただく、もちろん時間外の記帳簿にもございますので、それに記帳した内容を確認させていただいて認めるというふうなスタイルをとっていらっしゃる状況でございます。

議長(佐藤孝悟君)

5番、真竈光幸議員。

5番(真竈光幸君)

それでは、もう1点だけお聞かせをいただきたいと思いますが、今回の改定後によります追加の支払いということになるのでしょうか。昇給するということでもありますから、おおむね2,000

万弱ぐらいの支出が必要となるということになるかと思いますが、これは平成29年度の予算の中で追加して支払うということになるのですか。その辺をお聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

4月1日に遡及してということございまして、4月から12月までの給料につきましては、今回は補正の中にも上げさせていただいておりますので、4月から12月分については、今回の12月末に支払うというようなことございまして、1月から3月分については、それらの月々に応じまして支払うというようなことになってございます。

それから、予算につきましては、今回総額で500万ほどの補正をさせていただいているところでございますので、その中で対応させていただくというようなところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第54号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第7、議案第55号、平泉町町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

議案第55号、平泉町町税条例の一部を改正する条例に関することについて補足説明をいたします。

今回の改正は、日本と台湾との二重課税を回避するなどの措置を講ずるため、所得税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、同法8条により外国人等の国際運輸業に係る相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、改正を行うものであります。

お手元に配付されております平泉町町税条例新旧対照表により説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

4ページから5ページ裏の18条の2の9の特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、第18条の2の8の次に追加し、所要の整備を行ったものでございます。

改正内容としましては、第1項から第2項につきましては、個人の町民税の課税の特例として、台湾所在の投資事業組合等を通じて得た利子について、日本国居住者が支払いを受けるものに係る所得に対し、申告分離課税により100分の3の税率を乗じて計算した金額を町民税の所得割として課すというものでございます。

第3項から第5項につきましては、同じく個人の町民税の課税の特例として、台湾所在の投資事業組合等を通じて得た配当について、日本国居住者が支払いを受けるものに係る所得に際し、申告分離課税により100分の3の税率を乗じて計算した金額を町民税の所得割として課すというものでございます。

5ページ裏から7ページの第18条の2の10、第18条の2の11については、改正に伴いましてそれぞれ条番号にずれが生じたので、所要の整備を行ったものでございます。

7ページから7ページ裏の25条の2の特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例につきましては、特例適用利子等を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得に含めることを規定するものでございます。

25条の3の特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例につきましては、特例適用配当等を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得に含めることを規定するものでございます。

議案書の7ページをお開きください。

附則の第1条では、この条例は公布の日から起算して、1年を越えない範囲内で政令で定める日から施行することとしております。

議案書の7ページ裏をお開きください。

第2条の町民税に関する経過措置につきましては、条例以後の改正後の規定は、条例の施行の日の属する年の翌年1月1日以後に支払われる特例適用利子等または特例適用配当等に係る町民税に適用するとしたものでございます。

第3条の国民健康保険税に関する経過措置につきましては、条例の改正後の規定は、条例の施行の日の属する年の翌年1月1日以後に支払われる特例適用利子等または特例適用配当等に係る国民健康保険税に適用するとしたものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第55号、平泉町町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

議 長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

先ほど高橋伸二議員と真竈光幸議員の答弁保留がありますので、総務課長より答弁させます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

それでは、はじめに、高橋伸二議員からご質問ございました職員研修の関係でございます。

まず、職員研修につきましては、年間、昨年度の実績でございますけれども、平成27年度の実績でございますけれども、総数で25の研修がございまして、43名の職員を研修派遣しているところでございます。

一般研修、一般の新規採用等を含めた研修でございますけれども、一般研修が7研修、25人でございます。それから、専門研修、これについては法規とか財務とか税務等の専門研修でございます。これについては、9つの研修、9研修ございまして4人を派遣してございます。それから、特別研修でございます。これについては、メンタルヘルスとか政策フォーラム、それから政策形成等の専門的な研修でございます。特別な専門的な研修でございます。これが9つ、9研修ございまして、14名派遣しているところでございます。合わせまして、先ほど申し上げましたとおり、

25の研修に43名の職員を研修派遣したところでございます。

それから、真篋光幸議員からご質問のございました、今回の給与等の引き上げ等に伴います職員数の割り振りでございますけれども、最高額の1,500円の引き上げに該当する職員につきましては、27人でございます。400円の引き上げにつきましては、68人でございます。その中間層、それ以外の職員につきましては、17人ということになります。それで、平均年齢につきましては、約40歳というふうになるかと思っておりますので、お答えをいたします。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

それでは、日程第8、議案第56号、平泉町立老人憩の家設置条例を廃止する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

それでは、議案書8ページ、議案第56号、平泉町立老人憩の家設置条例を廃止する条例の補足説明をさせていただきます。

老人憩の家「延年荘」につきましては、町が昭和51年に高齢者の健康増進、レクリエーションの場といたしまして建設いたしました。平成12年、介護保険制度の施行に伴い、社会福祉協議会が常駐し、併催福祉事業や介護予防事業を実施してまいりました。その後、社会福祉協議会が事業を中止し、事務所を福祉活動センター「アピユイ」に移転し、また利用しておりました団体も、別の施設で活動をするようになったことから、平成25年から現在までは施設を使用休止にしておりました。建設後40年の歳月が経過し、施設の老朽化が著しいため、同条例を廃止するものです。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

今の廃止提案されている憩の家ですけれども、この管理というのはこれまでどういうふうになってきたのかということをお尋ねしたいのであります。

私も見てきましたが、屋根がもう落ちていて、当然漏った雨も室内にも入っているだろうというふうに思うわけです。もう外からも推測できると、中には入れませんでした。となりますと、今回は廃止するというだけですけれども、とりあえず、やっぱり日常的にあのままずっと放置されてきたとすれば、仮に今後改築して別な目的に使うということの案ということなるわけですが、そうすれば長い間ああいう状態で放置してくれば、それなりの改修費もかかるわけです。その辺はどういうふうなことになっているのか、ちょっとお尋ねしたいと。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

老人憩の家につきましては、先ほどもご説明いたしましたとおり、町、そして社会福祉協議会、そしてさらに平成25年には町のほうに、最初は町民福祉課、そしてその後、老人の担当が保健センターに変わりましたことから、保健センターで管理を行ってまいりました。

あそこの活用につきましては、委員会などを設けながらいろいろ協議をしてまいったところですが、やはり先ほど議員がおっしゃっていたとおり、屋根が落ちる、屋根が腐るとか、床に水がたまるという状態を見て、なかなか補修は難しいということで判断してまいりましたし、その後どう活用するかについていろいろ議論を重ねてまいりましたが、これだという決め手の具体の活用策が見当たらないということもありまして、それが見当たらないと公共施設の整備事業の中で、結構700万ほど壊すにしてもかかると言われていましたので、その起債を借りて、短期ではなく起債を借りて対応したいと考えておって、その中で検討してまいりましたが、今後のいいほうの活用策が見つからないことがありまして、現在まで至っております。

そして、今回、次の活用策が見つかったということで廃止の提案をさせていただきました。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

どういう管理をしてきたかという、どこがその管理を、責任を担ってきたかということではなくて、そのまま放置してきたというのが私は問題だと思うわけです。

さっき言ったように、だってあのまま何の手立てを打たなければ、どんどんそういったひなびた、構造物が壊れていくという、進んでいくわけですから、その前に何らかの手立てをとっておけば、例えば別な目的に使うという点でも、改修費は少なくても済むわけだと思うのです。その辺が問題だと私は思うわけで、その辺です、もう一度お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

意見をおっしゃるように、何ですけれども、いずれ改修を再三やってまいりました。やったのですけれども、さらにやるとなれば、またさらに追加の一般財源で対応してまいりましたのでお金がかかるということで、ある時期からはこれ以上やってもなかなか難しいということで、手をかけるのが難しくなってきた、現在に至っているという状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

いずれにせよやっぱり私が個人だったらお金がないからできないということで、ここは放置し

ておこうということはあることかと思えますけれども、公共のものでありますから、町が、もちろん財政的には楽ではないというところはあったにせよ、やっぱりそういった、この憩の家に限らず、やっぱり一定の手立てをとっておくということをしないと、どんどん改修にするにせよお金がかかっていくということははっきりしているわけですから、その辺は今後いろいろこの施設が新たな施設になるとしても、やっぱりほかの施設も含めて随時適宜手立てをとっていくことが必要ではないのかなというふうに思います。

もちろん認識はしていたと思えますけれども、いずれにせよ職員が忙しくて見に行くこともできなかったというのであればまた別問題ですけれども、いずれにせよそういったところは今後ともきちんと検討していくべきだということで、私の質問を終わります。

議 長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第56号、平泉町立老人憩の家設置条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第9、議案第57号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

それでは、議案書9ページをお開き願います。

議案第57号、財産の取得に関し議決を求めることについての補足説明をいたします。

道の駅平泉の指定管理者につきましては、9月会議におきまして株式会社浄土の郷平泉がなることが議決いただいたところでございます。その後、出荷者体制につきましては、浄土の郷平泉が主体となって農林振興課とともに推進しておりますし、開業に向けた体制強化につきましては、浄土の郷平泉とまちづくり推進課が進めておるところでございます。また、建築中の道の駅平泉

の細部の調整につきましては、国が中心となり、全ての工事関係者を集めた連絡調整会議を月一度開催しているところであります。

このたび取得する財産は、道の駅平泉地域振興施設の備品でございます。

参考資料の8ページをお開き願います。

議案第57号の参考資料といたしまして、このたび議決を求める備品の一覧表を掲載しております。内訳は、POSレジ2台、ラベル発行機2台、生産者生産管理システム一式、レストラン券売機1台で、契約金額は855万3,600円となっております。指名競争入札により、有限会社三栄ビジネスが落札したところでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

備品購入に際して、POSレジ2台、ラベル発行機、あとは生産管理システム、レストランの券売機ということですが、これらの標準的な、入札ですからトータルでこの金額になったということですが、それぞれの単価はどのようになっているのか、表示がないものですから教えていただきたいと思っておりますし、この生産管理システム、どのようなシステムなのかもあわせてご説明願います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

これは、各単価につきましては標準の単価になってございますが、POSレジにつきましては280万円となっております、1台。ラベル発行機につきましては85万円、生産者管理システムにつきましては160万円となっております。あと、券売機につきましては240万円となっております、これらを指名競争入札におきまして、このたび決定いたしましたところでございます。

それで、この生産者管理システムにつきましては、このPOSレジ、ラベル発行機と全て共有するような形になっておりまして、どのような形で売ったかというものが全て反映されますし、さらにこの消費税等々、個人のどのぐらい売ったかというものを全て管理できるような形のシステムになっておりまして、このPOSレジとラベル発行機と生産者管理システムは一体のもので使えるという形になっておりまして、生産者の方々にとっては、どの程度、どのぐらいの数売れたか、もうすぐに把握できますし、それらについてどのような形で税金を支払うかとかそういうこと、あと、さらには、一つの品物に関して道の駅の管理者のほうにも支払う分がいくらになっているかと、そういうものも全て精算できるというふうなシステムになっております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

これらのシステムの部分は、バージョンアップ等の費用が発生した場合の支払いはどちらになるのかということとか、あとは消費税が変わった場合の改定等も出てくるかと思うのですが、そういう部分の、指定管理者なのか、平泉町なのか、そこら辺はどのようになっているのかお知らせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

基本的に道の駅に関しましては、町で設置いたしました備品等に関しましては、維持管理等々、更新等につきましては、平泉町が行っていくという形になっております。

これ以外に指定管理者の方々が設置したのにつきましては、指定管理者のほうで維持管理、更新等をしていくというような形で整理いたしておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

今回の備品なのですけれども、いわゆる指定管理者、実際に使う方々との関係では、事前にどういうふうな話し合いをしているのですか。

例えば、こういう機能を持ったのがいいとか、そういったことが実際に使う方々にとって使い勝手がいいといいますか、そういった希望などもあると思うのですが、そういう点でどうい話し合いを進めてきたかということをお聞きしたいのです。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

指定管理者の方々とは、指定管理者の方々になるために、会社を設立に向けて育成等を役場のほうで行ってきたところでございます。それで、近隣の道の駅、もしくはあと、いろいろな産直等々を視察いたしまして、またそこからさまざまなご意見等をいただきまして、指定管理者の方々とさまざまな意見交換した上で、このPOSレジシステムが非常に優れているということを挙げられまして。またもう一つ、このシステムの会社が奥州市にもあるということで、その辺で非常に関連性がある、さまざまな面で使い勝手がいいということでこの会社を選んだということになってございます。

また、このPOSレジシステムから生産者管理システムにつきましては、「あやめ」とも同じ会社になっておりまして、そことの相互関係も非常に優れているということで、それらを勘案しまして、指定管理者の皆さんと議論し、この会社という形にしたところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

何でこんなことを聞いたかといいますと、実は既に購入済みだと思うのですが、調理器具のことで、実は関係者の方から、何か使い勝手の悪いものもあるということで、なかなかそういった点で融通がきかないというようなこともお聞きしましたので、今後いろいろ備品なども購入する場合などもあるかと思うのですが。

ですから、いわゆる実際使う側、指定管理者などとの十分な協議が必要だし、もしかすると若干意思の疎通のところで不十分な点があって、そういうことになっているのかはわかりませんが、そういう点でとにかく、ちゃんと使う側がやっぱりいいように町のほうでも考えていくことが大事ではないかというふうに、以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号、財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第10、議案第58号、財産の処分に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書10ページをお開きいただきたいと思います。

議案第58号、財産の処分に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

今回の提案は、国土交通省が施工いたします1級河川、北上川上流改修第二遊水地小堤工事に伴いまして、その施工箇所及び北上川第二遊水地内に平泉町が所有します土地、3筆が存在して

おります。その土地等の取得に関しまして、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長より損失補償の協議があり、その処分すべき土地の面積が、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定しております面積5,000平方メートル以上に該当しますことから、今回の議決をいただき処分しようとするものでございます。

それでは、議案第58号の参考資料により説明をいたします。参考資料の9ページをお開きいただきたいと思っております。

はじめに、処分をしようとする土地の位置でございますけれども、位置図の上部、赤線で囲った2カ所、3筆が該当箇所でございます。

次に、土地の所在、地目、地積の説明をさせていただきます。

参考資料10ページをお開きください。

まず、1筆目でございます。西磐井郡平泉町長島字十日市1番53、地目、原野、地積は1万1,919.36平方メートルでございます。

次に、11ページをお開きいただきたいと思っております。

2筆目でございます。所在は西磐井郡平泉町長島字大中島176番87、地目、原野、地積1万689.25平方メートルでございます。

次に、3筆目でございます。所在、西磐井郡平泉町長島字大中島176番88、地目、原野、地積3,165.85平方メートルでございます。3筆合計2万5,774.46平方メートル、処分予定価格、2,835万1,906円でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号、財産の処分に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第11、議案第59号、所有権確認事件の訴えの提起に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案第59号、所有権確認事件の訴えの提起に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

議案書11ページをお開きください。

はじめに、訴えを提起する理由についてご説明をいたします。

（仮称）平泉スマートインターチェンジ整備事業用地として取得予定地である平泉町平泉字祇園173番2は所有者不在であるため、所有権登記（買収）ができない土地であることが判明いたしました。このため、裁判所の確定判決に基づき所有権保存登記をする必要があることから、議会の議決を得て、町が所有権を有することを確認する旨の判決を求める訴えを行おうとするものでございます。

参考資料に基づいてご説明をいたします。参考資料12ページをお開きください。

当該の土地につきましては、高速道路上り車線側の側道に接した位置でございます。図面に示した位置でございます。

次に、参考資料13ページをお開きください。

登記簿の写しを添付しております。登記簿の写しにより、土地の現況をご説明をいたします。

本件土地は、地番、平泉町平泉字祇園115番1、地目、墓地、地積29平方メートルとして存在しておりましたが、下段になります、昭和56年6月10日、土地改良法による換地処分により平泉町平泉字祇園173番2に田として換地されました。現状は、隣接する平泉町平泉字祇園173番1と1区画の田として利用されております。

その登記簿で所有者を確認する場合は、ご覧の登記簿の表題部の下に、通常であれば権利部甲区により確認することができますが、ご覧のように権利部が記載されていない登記簿となっており、このことから所有者不在地というふうになります。所有者が確認できませんことから、町が買収ができないということになりますので、この場合、所有者を確認する手続が必要というふうになります。

参考資料、次のページをお開きください。

所有者を確認するために、ご覧のような手続、事務処理が必要となっております。

はじめに、権利者調査ということですが、これにつきましては戸籍除籍等、閉鎖登記簿、旧土地台帳等の調査や周辺住民への聞き取り調査を行いました、所在が確認できなかったということでございます。

次に、②でございますが、不在者財産管理人選任の申し立てということで、これは町のほうで

弁護士に依頼いたしまして、家庭裁判所のほうに、この土地の不在者財産管理人ということで申し立てを行っております。それが今回被告となっておりますけれども、司法書士の加藤勝彦氏ということでございます。

そして、③になりますが、裁判所でこの土地についての財産管理人として加藤勝彦氏が認められるということになります。

次に、④になりますが、この場合、財産管理人につきましては、処分行為となる土地の売買の契約行為はその中に含まれていないということになっておりますことから、不在者管理人から裁判所に対し、民法28条により処分行為が可能となる権限外行為の許可の申し立てを行い、その許可の審判を得る必要があるということでございます。それが④で、この場合、権限外行為許可の申し立てということで、加藤勝彦氏が裁判所のほうに財産管理人の権限外の行為をしたいということの申し立てをします。

そして、⑤として、それが裁判所に認められるということになります。

そうしますと、⑥になりますけれども、はじめて町はその方と土地の売買契約を結ぶということになります。

次になりますけれども、町は売買契約を所有権移転登記事務を進めることになりますけれども、所有権保存登記を行うためには、当該地は現状では所有者不在地でありますことから、その参考資料の一番下にあります不動産登記法74条第1項第2号に基づく確定判決を得なければならないというふうに明記されております。

このことから町は裁判所に対しまして、当該土地の財産管理人と土地の売買契約を結んでいるということをもとに、裁判所に対して所有権は町にありますという訴えの提起を行うという流れでございます。そして、その確定によりまして、初めて所有権保存登記ができるという流れになっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

ご説明あったところでございますけれども、その所有権の移転確認はいつごろになりますか。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

所有権の確認といいますのは、参考資料でいいますところの⑨番というふうにとってよろしいのでしょうか。一番最後の14ページの⑨の所有権移転登記ということになりますと、これにつきましては、これから議会の許可を得て、裁判所のほうに審判の申し立てを行うということになりますので、いずれこの事業については年度内事業でございますので、年度内には移転登記まで進

めたいというふうを考えております。

議 長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号、所有権確認事件の訴えの提起に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第12、議案第60号、平成28年度平泉町一般会計補正予算を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書12ページをお開きいただきたいと思います。

議案第60号、平成28年度平泉町一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、裏のページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明をさせていただきますけれども、款項同額の場合は項の補正額で説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

13款国庫支出金253万5,000円の減、1項国庫負担金208万5,000円の減、2項国庫補助金80万6,000円の減、これには臨時福祉給付金給付事業補助金2,550万円の増額、社会資本整備総合交付金3,078万円の減額、観自在王院跡公有化事業補助金708万1,000円の減額、東北観光復興対策交付金877万円の増額が含まれております。3項委託金35万6,000円。

14款県支出金176万9,000円、1項県負担金104万2,000円の減、2項県補助金367万5,000円、3項委託金86万4,000円の減。

15款財産収入、2項財産売却収入635万1,000円。

17款繰入金、2項基金繰入金6,733万5,000円、これは財政調整基金繰入金の増額でございます。

19款諸収入137万9,000円、4項受託事業収入3,000円、5項雑入137万6,000円。

20款町債、1項町債2,070万円の減、これには道路橋梁改良事業債2,040万円の減額が含まれております。

歳入合計5,359万9,000円。

次に、議案書13ページをお開きください。

歳出でございます。

1款議会費、1項議会費12万7,000円。

2款総務費2,538万5,000円、1項総務管理費2,358万1,000円、これには浄土の拠点施設改修工事費1,797万1,000円の増額が含まれております。2項徴税费229万円、3項戸籍住民基本台帳費6万1,000円、4項選挙費60万円の減、5項統計調査費5万3,000円。

3款民生費3,647万4,000円、1項社会福祉費2,808万円、これには臨時福祉給付金2,550万円の増額が含まれております。2項児童福祉費839万4,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費107万6,000円。

6款農林水産業費1,100万8,000円、1項農業費1,094万2,000円、これには6次産業化促進支援事業補助金400万円の増額、中山間地域等直接支払交付金475万9,000円の増額が含まれております。2項林業費6万6,000円。

7款商工費、1項商工費1,440万円、これには仙台空港二次交通対策運行事業業務委託料1,012万5,000円が含まれております。

8款土木費2,524万円の減、1項土木管理費27万4,000円、2項道路橋梁費4,477万8,000円の減、これには測量設計業務委託料1,300万円の減額、橋梁修繕設計業務委託料950万円の減額、橋梁修繕工事費1,500万円の減額、J R東日本工事費負担金600万円の減額が含まれております。3項河川費19万8,000円、4項都市計画費742万5,000円、これには下水道事業特別会計繰出金734万円が含まれております。5項住宅費1,164万1,000円、これには特定公共賃貸住宅建設事業補助金返還金1,157万4,000円の増額が含まれております。

次に、議案書13ページの裏をお開きください。

9款消防費、1項消防費167万7,000円。

10款教育費1,102万6,000円の減、1項教育総務費573万6,000円の減、これには教育用パソコン等機器購入費717万6,000円の減額が含まれております。2項小学校費262万6,000円、3項中学校費49万4,000円、4項幼稚園費60万8,000円、5項社会教育費813万1,000円の減、これには家屋移転補償費711万3,000円の減額が含まれております。6項保健体育費88万7,000円の減。

11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費28万2,000円の減。

歳出合計5,359万9,000円。

次に、議案書14ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。

起債限度額の変更でございまして、道路橋梁改良事業の変更前の限度額1億2,470万円を1億430万円に、公共土木施設災害復旧事業の変更前の限度額120万円を90万円にそれぞれ変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同じでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

ここで休憩といたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤孝悟君）

再開します。

これから質疑を行います。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

4点ほどお伺いします。簡潔に聞きます。

16ページの歳入、15款財産収入、2項の財産の売払収入なのですが、335万1,000円の売り払い土地の所在地はどこなのかということをお知らせをいただきたいというふうに思います。

それから、先ほど議決をいたしました国交省に売り払いをする3筆の入金です、これがいつごろに予定をされているのかということ。

次に、19款諸収入、5項の雑入についてお伺いします。

平成28年度予算案に対して3月会議でちょっと質疑をした記録が見えないのでお聞きをするのですが、当初予算額は4,907万7,000円で、その後補正をされまして今回1億146万2,000円というふうになっているわけですが、平成27年度決算の5,300万の約2倍となっています。何か特別な事由があるのか、あるいはその背景、何かあるのかお知らせをいただきたいと思います。

次ですが、19ページの歳出の3款民生費、1項社会福祉費の関係でございます。

先ほどの説明では、臨時福祉給付金として2,550万円というふうに説明をいただきましたが、その充当目的については、どういうものに充当されようとしているのか。一昨日の一般質問の答弁では、後期計画の中で定めている助成事業の拡充について回答いただきましたが、それとは別なものだろうというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

次に、8款2項道路橋梁費の関係でございます。

ここは4,400万を上回る非常に大きな減額補正になっているわけですが、国庫補助が減額となった背景というのは何か特別な事由といたしますか、あるいは事業を起業した場合に、こちら側に何らかの瑕疵があったのかどうか、その辺のところをお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まずはじめに、北上川の売り払い代金の入金でございますけれども、これについては確定ではございませんけれども、出納整理期間なのではないかなというふうに思っておりますので、5月末日までには全額が入金されるということでございます。

それから、雑入の増額でございますけれども、これにつきましてはちょっと詳細な資料ございませんで、具体的な形でどの部分が大きく形で増額になったというような形のものについて、今現在ちょっと資料持ち合わせておりませんので、お答えちょっとできませんので、ご了承いただきたいと思っております。

すみません、当初、大中島の用地代につきましては、当初協議では、大体2,500万程度というようなことの当初協議の額でございました。最終的に国交省から精査した内容での協議がまいりまして、今回の補正で三百万何がしの増額をさせていただくというような内容でございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

臨時福祉給付金の関係でございますが、歳出のほうの19ページに、臨時福祉給付金関係の今回補正をしております。補正の詳細申し上げますと、3款1項1目4節の共済費、臨時職員共済費でございます。7節賃金の64万3,000円、11節需用費20万4,000円、12節役務費21万円、13節委託料の140万円、これはシステム改修費になります。14節の使用料及び賃借料4万円、19節の負担金補助及び交付金の2,550万円になります。これが臨時給付金です。

今回の臨時給付金につきましては、経済対策分ということで、消費税の増税がいわゆる将来10%に上げるというふうに言っているわけなのですが、それが2年半延びたということで、その2年半分を一括して、いわゆる低所得者対策ということで支給するということです。もっと具体的に申し上げますと、今年の臨時福祉給付金の支給対象者に対して、同じ方々に対して1万5,000円を支給するという内容のものでございます。

それで、国のほうではなるべく早く、平成29年度ということではなくて、前倒しでなるべく早く申請の受け付けを行ってくださいということの要請がございまして、今回補正予算を組みまして、今のところ予定ですが、2月の半ばころから申請受け付けを始めるということになります。

それで、申請期間は3カ月を要しますので、またその後、申請の勧奨なども行いますので年度をまたぎます。ということで、最終的には繰り越し事業ということになって、平成28年度と平成29年度にかけて事業は行っていくというふうな形になるものでございます。そういう中身でございます。

それで、これに係る歳入につきましては、14ページ裏の国庫支出金、国庫補助金の2の民生費

国庫補助金、1節の社会福祉費補助金の中に、臨時福祉給付金の事業費補助金2,550万円とそれに係る事務費補助金278万5,000円、これはかかった経費は全て国が措置するという事になっておりますので、10分の10ということになります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

13ページの8款土木費の2項道路橋梁費、今回4,400万ほど減額いたしましたけれども、これにつきましては社会資本整備総合交付金、国からの交付金事業の中で、町では約2億ほどの要求額を国に対して行いましたけれども、実際の配分は約5割というふうな配分がされております。

これは先ほど瑕疵というお話がございましたけれども、そういうことではなく、国の予算そのものが社会資本整備総合交付金として事業費の配分が少なかったという理由でございます。国土交通省そのものの予算につきましては、全体として微増となっているわけですが、社会資本整備総合交付金に当てられた予算は国として少なくなったという理由からでございます。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

申し訳ございません、先ほどの雑入の増額の関係で、資料がございましたので、雑入の約1,000万弱の増額でございますけれども、1つが防犯灯のLED化を今年度予定してございます。そのLED化の事業補助金が約500万円でございます。それから、道の駅に設置いたします電気自動車の充電設備への補助金が450万円でございますので、それらを合わせまして大体950万円の増額というふうになることから、大方がこの2つの事業に対する補助金の増ということになります。雑入の増につきましては、それらの補助金の増ということになります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

1点だけお伺いをしますが、この雑入の関係で、防犯灯のLED化で500万ということなのですが、過般、新聞報道されたのを見ますと、5基でしたっけか、LEDの外灯の贈呈がございましたよね。そうしますと、これとの関係で、いわゆる当初予定をしている設置場所がさらに増えるという考え方でよろしいのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ただいまの高橋伸二議員からご指摘いただきました防犯灯、10基でございます。この10基につきましては、大体2年から3年に1回でございますけれども、東北電力さんと電力工業所さんか

ら、大体2、3年に一度このような形で10基ほどの防犯灯の贈呈がございます。それで、今回その10基が今年度その該当したというようなことで贈呈をいただいたところでございます。

町内の防犯灯につきましては、全体で500基強ございますので、その一部にはこの10基もなるわけでございますけれども、その他の不足する分につきましては、今回LED化をさせていただくというようなことでございまして、それに伴って入ってきます補助金が、先ほど申しあげました500万程度の補助金ということになる予定でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

それでは、2、3年に一度ずつ贈呈を受けているということなのですが、過般、議会として地域住民を対象にした議会報告会を開催をしました。その中で住民の皆さんからいただきました声については、しかるべき手続のもとで町側にもお示しをしておりますが、いわゆる防犯灯の設置の箇所ということで、具体的に太田川のところの場所指定などもされた住民要求があったわけでございますが、ぜひそういうものにも反映をさせていただきますようお願いをしておきたいと。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

いずれ防犯灯につきましては、毎年度当初、区長会議の中でも各区長のほうから要望がございまして、それにつきましても毎年大体30基から40基の間で、防犯協会の予算がございまして、その防犯協会の予算とあとはこういう予算上、予算書に盛り込んでございます防犯灯設置予算がございまして、それらを活用しまして毎年大体30基から40基ほどの整備はさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございますか。

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

6款農林水産業費の21ページの後ろにあります、農林振興費の19節のところにあります、6次産業促進事業補助金というのがありますけれども、その事業についてお伺いしたいと思います。

あと、もう一つ、22ページの7款商工費の観光振興費の中の委託料が2つありまして、外国人観光客広域誘致委託料と、その裏にあります仙台空港二次交通対策運行事業ということがありますけれども、その事業についてお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

21ページの裏の3目19節の6次産業化促進支援事業補助金400万円でございますけれども、当初で400万円予算化しておりまして、今回さらに400万円ということで、道の駅のオープンに合わせて現在2団体のほうから申請が出ておりまして、1つは平泉シードルということで果実酒の商品化をして販売をしていくということで。もう一つはどぶろくです、どぶろく特区、当町なっているわけですが、これを生産して販売していくということで、それぞれそれにかかわる加工機器類でありますとか、販売施設にかかわる建設費といったところで、これにつきましては5分の4の補助というふうなことで6次産業化促進支援事業補助金をつくっておりますので、この内容で補助を行っていくというふうなものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

22ページの7款商工費の13節委託料について説明を申し上げます。

今回2つの事業の委託料の補正をさせていただきました。この事業につきましては、東北観光復興対策交付金の追加募集という形で国のほうから応募の要望があったものです。ただ、1回目につきましては、平泉町単独で6月補正で申請をいたしまして事業は行っているところですが、今回につきましては、この追加募集につきましては、各自治体との連携事業のみ採択するというような条件が出されておりました、単独の自治体では採択は不可能ということでした。平泉町では、関係する自治体と連携をとりまして、2つの事業を挙げさせていただいております。

1つ目が、外国人観光客広域誘致事業ということで、これは花巻市、遠野市、それから平泉町と一緒に連携をして行う事業となります。具体には、現在、台湾からのお客様がこの3自治体も多くなっておりますことから、台湾のプロモーションを強化する事業として1つは取り組んでいきたいというふうに考えております。具体には、台湾からのメディアや現地の旅行会社等を招聘して、その関係者の皆さんに現地を見ていただく事業です。また、岩手県内に大学等に留学している方を対象としたモニターツアーの実施、また台湾の観光ウェブサイトを活用した観光のPR、また台湾で実施されている観光博等のイベントにこちらから出向きまして、観光PRを行うというような事業です。

以上のこのような事業を通して得られた情報や意見を反映いたしまして、観光の滞在プログラムの開発をしようとするものです。

あわせて現在、遠野、花巻、平泉の各観光協会では、連携して「クラシック街道」というようなパンフレットをつくっているのですが、それを多言語化にしようという事業とあわせてモバイルWi-Fiルーターをエリア内の各観光案内所のほうで貸し出しまして、観光客が観光しやすいような環境を整えるというような事業となっております。

この連携事業ですが、花巻市が幹事長となりまして、事業を中心となって進めていき、平泉町、遠野市は協力をしながら事業の遂行を図るというような事業となります。

2つ目の仙台空港二次交通対策運行事業につきましては、これは平泉町、松島町、東松島市と

の連携事業となります。幹事自治体が松島町ということになりますが、具体の事業といたしましては、松島町と連携いたしまして、松島から平泉を結ぶバスを1日2往復、バス会社等に委託して事業を実施するものです。この松島から平泉までの途中には、大変今、話題があつて多くの観光客が集まっている仙台うみの杜水族館がございますし、あわせて仙台空港もありますので、そこから直接海外からのお客さんを呼び込もうというような内容となっております。

特にも海外からお越しいただく観光客につきましては、大きな荷物を持ちまして何泊もするというような方が多くございますので、そのバスにありましては、大きな荷物が積めるような、そういうようなバス仕様とする内容となっております。なお、東松島市と松島では、またそこを通過するような別便で1日2往復運行をするというふうに伺っております。

以上のように、この大きな2つの事業は、東北復興対策交付金の事業となっておりますので、事業費の8割は国のほうから補助金としていただけることとなります。ただ、仙台空港の二次交通につきましては乗車賃が発生いたしますので、この乗車賃につきましては2,500円を見込みまして、16ページ裏の雑入にございますように、268万2,000円を歳入で盛り込んでおりますし、また8割の国庫補助につきましては、14ページの裏の観光費の補助金877万円を見込んでいるところです。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

その事業に対する事業効果とか、目標的な数字があれば、教えていただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

ただいま申し上げました東北観光復興対策交付金につきましては、インバウンド対策ということで、インバウンドのお客さんを見込んでいるような事業となっております。

具体の数値目標を掲げているのですが、特にも平成27年の1年間で平泉町にお越しいただく外国人観光客は、2万1,000人ございました。この数字を平成30年には5万人に持っていきたいというふうに考えております。

あとは、あわせて現在、仙台空港にはグアム、ソウル、それから上海、北京、台湾から複数便出ておりますことから、この外国からのお客さんを平泉町に誘致することによりまして、外国人の観光客が増加するというふうに見込んでおりますし、あわせて遠野、花巻との連携事業では、どうしても平泉町の場合は宿泊場所が不足しておりますので、花巻温泉等に宿泊いただく方が効率よく平泉町にお越しいただく、また平泉の文化遺産の魅力を花巻、遠野のようなまた違った文化というふうに見せることによりまして平泉観光の深みを増すというような、そういうようなメリットを見込んでいるところです。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

4点ほどお聞きしたいと思います。

歳出の部分の17ページ裏の6目企画費の中の委託料、今回、老人憩の家廃止に伴う施設を建設のために委託料とそれから工事請負費ということで2,000万ほど計上されておりますが、この老人憩の家設置に関しての設置条例は老人福祉のためという、そういう目的で保健センターの管轄であったところを今回廃止したわけでありましたが、今回は企画の段階で交付金を活用した施設という、今現在のニーズに合わせてということでの、こういった補正を組んだところだと思っておりますけれども、このことに関して高齢者にとってのそういった施設については、今のところは福祉交流センターのアピュイとか、そういうところを利用しているようではございますけれども、なかなか狭いという、そういった声もありますが、そういったところをここに決めるまでの過程といたしますか、庁舎内のいろんな話し合いもあって、企画のほうでこういった計画にしたと思うんですけれども、その経緯についてお知らせをお願いします。

それから、次に、21ページ裏の農林水産業費の中の農業振興費の中の備品購入費が計上されております。多段オープンショーケース購入費、これはどこで使うものでしょうか。

次に、3点目ですが、土木費、23ページの道路新設改良費の中の、先ほど説明にもありましたが、13委託料の測量設計業務委託料1,300万ほど減額になっておりますが、この理由については3点目です。

次に、24ページの裏になります。

土木費の住宅管理費の中の23節償還金利子及び割引料の中の特定公共賃貸住宅、返還金ですが、この内容についてお知らせください。

それから、もう一つになります、すみません。

26ページ、教育費の中の教育振興費の中の12節役務費、検定手数料、これの検定の内容についてお知らせください。

以上、お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

老人憩の家の改修に係る意思決定についてであろうかと思いますが、先ほど保健センター所長のほうからも申し上げましたとおり、老人福祉的な部分に関しましては社会福祉協議会のほうに移りまして、アピュイのほうでいろいろ行っているという形になっておりまして、数年間あそこの施設は使われないような状況になってきておりまして、先ほどご指摘もいただいたとおりですが、維持管理等々に関しましても、非常に難が起きてきているということはございました。

その中で、庁舎内におきまして、施設をどのような形で使っていくべきなのかということ

論いたしました、やはり改築ということもありますし、また売却も必要なのではないかという意見もありましたが、それらを勘案しまして検討しておる段階に、国のほうから地方創生加速化交付金という、新たに新設された交付金の話が来たというところでございました。この地方創生加速化交付金に関しましては、持続可能な、結局行政がずっと補助金を出していくのではなくて、自立して持続可能な施設として復活させていくという形で、そういうものに充てられる100%の交付金だという形でこの地方創生交付金が来まして、そのうちの半分の約2,600万円ほどを使って、ここを改修することによりまして、民間に委託することを含めまして、委託というか指定管理していくことを含めまして、地域を元気にしていく施設に復活できる、よみがえらせることができるのではないかという形で、このたびこのような形で取り組んでおるといふところになっております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

21ページの裏の3目農業振興費の18節、多段オープンショーケース購入費でございますけれども、これは毛越寺門前直売あやめに設置しております冷蔵オープンショーケース、これが経年劣化によりまして設定温度まで下がらないというふうな状況になってございます。それを今回、先ほどの19節の6次産業化促進事業費補助金ともかかわりますけれども、今回、今年度でシードルの商品化をしますので、それらもそこで販売できるようというふうなことで多段オープンショーケースということで、あやめのほうに設置するものであります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

最初に、23ページの道路新設改良費の13節委託料、その中の測量設計業務委託料1,300万の内容についてご説明いたしますが、今回減額しますのは、町道衣関線、中尊寺下の月見坂に入るところの町道の部分について、今年の春先に地元説明会等を行いまして、地元から電線の地中化をあわせてやっていただきたいと、時間がかかってもいいというお話がございまして、実は今年度、その詳細設計に入る予定でしたけれども、そういう地元からの要望を受けましたので、今回先送りにするということで減額をするものでございます。

次に、24ページの裏の土木費住宅管理費の23節、特定公共賃貸住宅建設事業補助金返還という内容についてご説明いたしますけれども、これは町営上野台住宅を建設を平成10年から平成14年にかけて行っておりましたけれども、最終年度にこの特定公共賃貸住宅を建設するという予定で進めていたわけですけれども、その当時の経済情勢等、あるいは町の財政等を考慮いたしまして、中断という経過で今まで来ていたわけですけれども、平成26年に少子定住化対策推進本部等の会議で、町営住宅の建設はやめて、他の用途への活用を検討すべきであるということが決まりました。

たので、それに伴って今回、ここは国の補助金事業を使って導入しておりますので、そして特定公共賃貸住宅、これをつくるということでの前提で町営上野台住宅の道路、あるいは下水道、水道、そして集会施設、駐車場等を全て整備したわけですが、それをつくらないということになれば、それに係る特定公共賃貸住宅分の係る補助金を返還しなければいけないということになりますけれども、その事務手続が今回、県を通して国との中で協議が調ったということで、それに相当する金額を1,157万4,000円、これを返還し、他の用途への活用を今後検討していくという予定で今回補正したものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

26ページの10款教育費、中学校費の2目教育振興費、12節役務費の13万7,000円、検定手数料でございますが、これにつきましては、英語検定手数料についての補正でございます。中学校3年間で、英語検定は年3回ありまして、6月、10月、1月の試験になってはいますが、当初1年生の1回目と、あと3年生の1月というのの最終のところは受験等もあるのではというようなところで、1人当たり7回で当初見ていたのですが、今年は入学当初から張り切って試験に取り組んでいただいているというようなこと、それから3年生も受験は受験として、検定は検定というふうな流れで回数が増えておりました。それで、当初延べ444人分を見ていたのですが、追加で71人分、計算しますとこの13万7,000円を補正でお願いしようとするものでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

ちょっともう一つ、もう少しお聞きしたかったわけですが、農業振興費の中のオープンショーケースということで、劣化ということで今回買いかえるということになったようですが、あやめをつくった時期からしますと、たぶん予測的にそういう時期が今後順次あるかと思いますが、そういったところも計画に入れて、町の備品として管理しているのだと思うのですが、そういった計画はありでしょうかというのが1つです。

それから、次に、24ページの裏の23節償還金利子及びということで、上野台の残地についての今回こういった形で紹介したようなのですが、今後この残りの利活用という形でどういう計画があるのかということをお聞きします。

もう一つ、すみません。教育費、今ご説明いただきました英検なんですけれども、希望する生徒全員ということで子供たちの意欲を引き出すということでやられているいい事業だというふうには思っておりますが、その効果といいますか、やらない以前と今現在どういう形が変わってきているかということをもしわかれば、わかる範囲でお知らせ願いたいと思います。お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

齋藤副町長。

副町長（齋藤清壽君）

最初に、上野台住宅の計画をやめて、あそこを建てるのを断念したということで、その用地が残っているわけですが、これにつきましては方針を固めて、まずはそこには第4棟目はつくらないということなので、そこを使って何かという話しをした経緯はありますけれども、まずはその分の国のほうに返還する事務がまず最初だということで、それが去年もできませんでしたし、今年もどうなるかというようなことでなかなか進まなかったのですけれども、やっと解決しまして、そういう中で今度償還させてもらう結果、ちょっと変なのですけれども、そういう事務手続が終わるといえるものでございます。

それで、ここの、ではその跡地利用といいますか、今後の利用どうするのだという話を、中では話ししておりますけれども、いずれ土地を、人口減対策のほうから見れば、そこを宅地として売買したらどうかとか、それからまとまった土地でもあるし、例えばですけれども、開業医なんか来ていただければ非常にありがたいなと言ってみたり、そんな話をしながら、まだいずれ決定するのは時期尚早だということしております。

今後、ここにつきましては、そういう道筋ができましたので、もっとこれから検討を加えまして、今後の使い方を決めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

英検についての効果というお話だったわけですが、昨年の実績でいいますと、3年生卒業時に3級合格して卒業する子が約37%、これ県下の率からすると、かなり高率であります。今年は2回目終わっていますけれども、3年生18人が3級合格と聞いておりました。34%になると思います。あと1回残っていますので、少しアップするだろうなど。

基本的には文科省も卒業までに3級を合格をとというふうなのが大目標であります。それはそれとして、当然のことながら、英語については苦手意識を持っている子もたくさんいると思います。全員で受けるのだということと呼びかけて取り組んでいただいているわけですが、中には残念ながら落ちれば、また受けなければならないかというふうな思いを持つ子も確かにいることは事実だろうと、そのように思いますが、前にもお話ししましたが、何が何でもその上の級を全てクリアしなければならないということではなくて、みんなで一緒に受けようと、そういうふうな全体的な意欲喚起を図りながら、英語教育の一つのものに繋げていくというふうなことが大事だろうというふうに思っております。

多くの子は進学するわけでありますので、英語はずっと学び続けなければならないと、そういう中で、自分が例えば4級に合格しているとか、そういったようなことが一つの自信になって、また上の学校での学習に繋がっていけばいいなど、そんなふうに思っておりますので。

確かに全員でということ、例えば1つの学年60人いれば、毎回60人受けるということではないと思います。いくらかは受けないでしまうという子供も中にいるかと思いますが、粘り強くこ

の3年間での受験の資格といたしますか、権利を行使してもらって、この事業については継続をしてまいりたいと、そのように思っておりました。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

備品については、このあやめのところには70点ほど、当時1,350万円ほどで取得して設置しておりますけれども、基本協定に基づきまして、設置者であります町が備品については負担するというふうなことになっております。

今後、こうした水回りとか、電化製品等でこうした更新というものが出てくることも予想されますので、70点の中のそうした将来的に同じように更新しなければならないというふうなものについては、ある程度計画を立てながら、どれくらい、当然、指定管理者のほうにも状況を随時確認しておりますけれども、そうした見通しを立てながら対応していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

すみません、3回目なのですけれども、このあやめに関しましては、収支とかそういったものも見ながらということで、もちろん自主的な経営に将来的にはというところも当初あったような気がします、やはり今回は道の駅、もう開業しますし、その道の駅にかかわっている法人でもあるわけだと思いますけれども、その辺は、もちろんそのほかにいろいろ自主的に自分たちで設置した施設というか、そういうところもあるようですので、そういったところを将来的に自立を促すような、そういった考えはないかということ伺いたと思います。

それから、もう一つ、先ほどちょっと2回目で聞き損ねたわけなのですけれども、道路改良費のところの1,300万の今回マイナスの部分の、衣関のあそこの今回マイナスになったところなのですけれども、これは見通しとして今後、県との協議の中で、どういった見通しで町としてはやっていくつもりなのかお知らせ願いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

あやめの施設については、今2期目に入っておりますけれども、当初利益がどのくらい出るかと、最初の年からその状況を見ながら、ある程度の利益が出れば、町のほうに一定程度の収入等も見込めるのではないかという話もありましたけれども、現在のところ、観光客の、震災後の、登録によって、ある程度横ばい状態が続いているというふうなこともありますけれども、経営としてはなかなか順調に伸びているというふうな状況ではなくて、やはり毎月報告をいただいておりますけれども、経営は決して順調というふうなところでもありません。

したがって、自立を促すのは当然のことですけれども、町もどうしても最低限の整備等はしていきたいというふうに思っておりますし、今後道の駅のほうが開業しますけれども、そこと連動させることとか、あるいはさまざま外部のイベントなんかにも出たり、あるいはネットを通じた販売とか、そういったこともやっているようですけれども、いろんな努力をした中で、4月オープンの道の駅とこちらのあやめが両立できるように、できる限りの支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

町道衣関線の電線の地中化について、見通しについてお話ししますが、これにつきましては、月見坂の前の県道、旧国道4号ですが、これとあわせて衣関線の電線の地中化もお願いをしたいということで、行われました県の要望会において、町と議会とで要望として、電線の地中化を要望したということで、県のほうからは前向きなご回答をいただいているという状況で、これから県とともに電線の地中化を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいまの升沢博子議員のあやめの今後の支援策はでなく、質問は今後自立していくようにどういう計画を持っているかというようなご質問だったと思いますので、私のほうから再度答弁させていただきますが、いずれにいたしましても、現段階で2回、先ほど、2回目、今、あやめと契約をして今進んでいるところでありますが、そういった時点でも、町の財産というのは、先ほど農林振興課長が申したとおりであります。

しかし、今後は、やはりそこで営業をやっていく以上は自立していただくのが、指定管理をする者としてもやはり目標でありますし、そういったことをやっぱり推進していく、そういう場所でもありますし、そういった意味では今後は何もかにも、現段階では町が施設を支援していくという内情の、物品も含めてですが、なっておりますが、いずれ今後、次の締結後また募集して始まる時ありますので、そういった時点においても、そういったこともやはりきちっと指定管理を受けている方々とも整理しながら進めていく必要があるというふうに思っております。

と同時に、今後、道の駅のこととも関連されてのご質問だったと思いますが、そういった意味では、道の駅に関しても、やはり常に、今現在は町の物品でありますからそのとおりやりますが、そして今後も進めていく中で、やはり次の段階では、やはり使えば皆消耗していくわけですから、そういった段階は全てが町でというようなことではなく、そういったことも事前に、今後も協議を進めながらその辺も、議員がご指摘のとおり、いつまでも町が負担していくのだということではなく、やはり経営の内容等もそこにあると思いますし、そういったことをきちっとやっぱり整理しながら進めていきたいと思っておりますし、当然、指定管理を更新するときも、経営状況等も出し

ながら議会の皆さんに議決いただかなくてはならない部分でありますので、その辺もきちっと整理しながらご提案を申し上げていきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

6款農林水産業費、21ページの裏です。3目の19節、ビニールハウス設置事業補助金の20万円ですけれども、9月の議会でしたか、こういった今、道の駅のことも議論にありましたけれども、野菜なんかつくる上でハウスの必要性という話もして、なかなか制度をつくっても借りる人がいないという答弁もありましたが、そういう点でこれは今は改善といいますか、何か利用のあれが増えているという結果なのでしょうか。農林振興課ですか、お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

9月定例議会のときにはなかなかということでしたが、その後2件ほどから利用したいというふうなお話がありまして、今回補正予算として計上させていただきました。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

24ページの裏になります。

先ほど升沢博子議員が言いました住宅補助金の返金についてですが、平泉町が定住策がやられていないということで一般質問されれば、上野台に住宅をつくってというお話が何回もされたわけですが、この返還されたという理由についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

まず、特定公共賃貸住宅という住宅の中身ですけれども、これは低所得者向けではなくて、所得の高い人でもないのですけれども、中堅所得者層も個人で入れるというようなことを想定して考えられた住宅です。

具体的に申し上げますと、銀行の単身赴任者とか、あるいは学校の単身赴任者、そういう方々でも入れるような住宅ということで、国がその当時考えてつくられた制度ですけれども、平泉町が先ほど言ったように、平成14年当時建設するころには、実は景気が悪くなってきておりましたし、そして先ほど言いましたけれども、町の財政も非常に厳しくなってきたということで、あまりこの住宅の人气が全国的に落ちてきたと、入る人がいないということで、町は先ほど言ったいろいろな理由から中断をしたということでございます。

そして、その後、庁舎内でその活用について、町営住宅を建てたらいいのか、あるいは他の活用を検討したらいいのかというようなことをずっと検討してきたわけですが、その結論として町では、他の用途への活用を検討すると、活用を行うという方向性が決まりましたので、国・県に対して補助金の返還をして、そして自由に町が使える状態にして、先ほど副町長がお話ししましたように、今後その活用についていろいろな方面で考えるという流れでございます。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

今、鳥畑建設水道課長からご答弁いただきましたけれども、そういう形で返金したということでございますが、所得に応じたそういう方向で返金ということですが、これらの方向付けはされたようではありますが、その後、坪数はいくらかぐらいあって、今後こういう代用のというようなお話ですが、この代用についてはどの辺にどういう形で、今現在の措置をはっきり言っていただきたい、どういうふうにしていくのかお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今後の活用につきましては、先ほど副町長が答弁しておりますので、私のほうからは概算の面積だけをお話ししますと、2,630平方メートルほどの土地となります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございますか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

それでは、18ページの総務費にあたりますが、13節の委託料に75万6,000円の申告システム導入委託料になっていますが、この導入目的とどういう効果を求めているのかお聞きしたいと思います。

それと、ちょっと前に戻りますが、16ページに償還金がございますが、これ平泉町和牛仔牛自己共済拠出金返還金、これに至った経過をお知らせ願いたいと思います。

あとは、28ページに、世界遺産登録推進費で委託料がございますが、これバーチャルリアリティだと思っておりますが、この作成委託料が減額になっているということは中止になったのか、その経過をお知らせ願いたいと。

議長（佐藤孝悟君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

18ページの2款総務費、2項徴税费の中の13委託料の申告システム導入委託料75万6,000円の導入経過と、あとは効果ということでございますが、実は申告につきましては、昨年度まで申告

会場に、申告に行くサーバー機を設置しまして、サーバーの附属しております端末機を利用して申告作業をしておりましたが、今年度から申告については、マイナンバー対応されるということがありまして、セキュリティーの関係上、サーバー機そのものも会場に置いていくということとはちょっとうまくないということで、施錠できる部屋に移設することになりました。そのことによりまして、その附属の端末機を使用して申告していたわけですが、1台分不足になったということで、新たにそれにかわる端末機1台を増設して申告にあたるという内容でございます。いずれ申告につきましては、会場に10台設置しまして対応しているということでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

平泉町和牛自己共済拠出金につきましては、監査委員のほうから、この制度はまだあるのかというふうな話がございまして、農協に確認しておりまして、今回実際に使われていないということがわかっての返還ということになります。

これは昭和55年度と昭和57年度に2回にわたって150万円ずつ町が拠出して、当時は利息で運用しておりましたけれども、仔牛が死亡牛ということで死んだときの見舞金というふうな形でこの自己共済拠出金という形で使っておりましたけれども、その後、農済のほうに移行したということで使われなくなっているということで、今回返還していただくということになりました。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

28ページの世界遺産登録推進費の中の13節の委託料、VRコンテンツ作成委託料156万6,000円の減額のことですが、これは事業の中止ではなくて、8月にプロポーザルで選定しまして、その決まりました事業者が契約したわけですが、その契約の際に入札行いまして、その入札減がこの金額になります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

23ページ、橋梁維持費、これ減額になっているのですが、これも入札減なのでしょうか。まだ100ぐらい橋があったはずですが、それを順次やっていくということからすると、これらの減はどのような意味をなしているのかお知らせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

23ページの裏の橋梁維持費の工事費、そして負担金補助、いずれも減額になっているわけですが、これ先ほど高橋伸二議員のところでお話し申し上げましたけれども、社会資本整備総合交付金の減額に伴いまして、その対象となっているのが祇園線、中学校線、そして橋梁、そして衣関線というわけですが、その中で事業費調整を行いまして、それでどうしても今年度、特に祇園線ですけれども、祇園線の橋梁等に工事をどうしてもしたいということで、今回橋梁の費用を削減をしたということでございます。

ただ、その下のJRの工事負担金、これは同じことですが、花立跨線橋、これについては今年度若干のケーブルの移設等の負担金はJRのほうにお支払いをして、継続してこの工事については来年度行うという予定でございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

ほかに。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

20ページの児童福祉施設費のところの13節の他市町村措置依頼児童委託料の、何か年々増えてきているようなのですが、これは何人ぐらいになっているのかということの説明いただきたいです。それから28ページになりますか、文化財調査整備費の17節と22節のところの用地取得費と家屋移転補償費のところ減額になっていますが、この減額の理由を説明していただきたいと思えます。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

20ページの他市町村措置依頼児童委託費の分ですが、人数は7人分でございます。ちょっと多いのですが、理由は転入に伴う形で、他市町村にいた方が平泉町に転入した形になって、結果として広域利用という形になったがためでございます。そういうことで少し増えて、現在7人ということになります。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

28ページの17節公有財産購入費、それと22節の補償補填及び賠償金のところでございます。

用地取得費144万9,000円、これにつきましては、観自在王院の公有地化がございまして、それに伴いまして土地を取得したわけですが、既に契約がもう終わっておりまして、その決定にあたって評価額が確定しまして、それによって減額となったところでございます。

そして、22節の家屋移転補償費でございますが、これも同じことですが、こちらのほうについては、建物の解体費、それから移転料ということで、当初算定していたものとは、確定した結果、このようにやはり同じように減額になったというところでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

町民福祉課の課長にお伺いします。

転入の結果ということは、これはどの時点でこういう結果になって、今は、ちょっともう少し詳しく説明していただきたいし、それからこれは待機児童という捉え方ではないわけですね、先ほどの説明になりますと。ちょっとその辺もう少し詳しく説明お願い。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

7人ということで、それで、もともと転入者が多かったということです。ただ、市町村の保育所を使っていた方が、いずれかの時点で転入してきて、結果としてこちらからの広域利用になると、切りかわるのです。そういう形での転入者がたまたま多かったということでの形でございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございますか。

進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号、平成28年度平泉町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

先ほど高橋伸二議員の質問に防犯灯の設置数、間違えて言ったようですので、今お答えしたいと思います。よろしくお願いします。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

先ほどの高橋伸二議員からの防犯灯の年間の設置基数について、私、答弁の中で年間30から40というお話をさせていただきましたけれども、30から40というのは年間の防犯灯の公費の予算額でございます。設置基数につきましては、実際には10基程度でございます。年間設置基数につきましては10基程度でございますので、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、今年度に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、東北電力等さんから寄贈いただきましたので、その10基プラス例年の10基を実施するというような状況になっているところでございます。

以上でございます。大変申し訳ございません。

議長（佐藤孝悟君）

日程第13、議案第61号、平成28年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案書30ページになります。

議案第61号、平成28年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書30ページの裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額ですので項の補正額でご説明をいたします。まず、歳入でございます。

6款共同事業交付金、1項共同事業交付金244万1,000円、保険財政共同安定化事業交付金でございます。

歳入合計244万1,000円でございます。

次に、歳出でございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金244万1,000円、高額医療費共同事業拠出金でございます。

歳出合計244万1,000円。

以上ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第61号、平成28年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第14、議案第62号、平成28年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

稲葉観光商工課長。

観光商工課長(稲葉幸子君)

それでは、議案書33ページでございます。

議案第62号、平成28年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算(第2号)につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、33ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でご説明をさせていただきますが、款項同額ですので、項の補正額で説明いたします。

はじめに、歳入でございます。

1款使用料、1項駐車場使用料2万円。

歳入合計2万円。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費2万円。

歳出合計2万円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第62号、平成28年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第15、議案第63号、平成28年度平泉町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長(鳥畑正彦君)

議案書36ページでございます。

議案第63号、平成28年度平泉町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての補足説明をさせていただきます。

それでは、36ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金70万3,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料6万4,000円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金670万円の減。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金734万円。

6 款諸収入、2 項雑入57万2,000円の減。

7 款町債、1 項町債1,020万円の減。

歳入合計936万5,000円の減。

次に、歳出でございます。

1 款下水道事業費、1 項下水道事業費936万5,000円の減。

歳出合計936万5,000円の減。

37ページ裏をお開きください。

地方債補正でございます。

起債の目的、公共下水道事業、変更前の限度額が5,200万円、変更後の限度額が4,180万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同じでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号、平成28年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第16、議案第64号、平成28年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書41ページでございます。

議案第64号、平成28年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

41ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は、項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、2 項負担金11万5,000円。

歳入合計11万5,000円。

次に、歳出でございます。

1 款水道事業費11万5,000円、1 項水道管理費5万6,000円、3 項水道事業費5万9,000円。

歳出合計11万5,000円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第64号、平成28年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第17、議案第65号、平成28年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書44ページでございます。

議案第65号、平成28年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

それでは、44ページの裏、平成28年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。項目同額でございますので、目の補正額でご説明をいたします。

支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、5 目総係費 4 万円。

支出合計 4 万円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第65号、平成28年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第18、同意第9号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、追加議案、人事案件の説明をさせていただきます。

議案書その2の1ページをお開きください。

同意第9号の提案理由を申し上げます。

監査委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、鈴木清三。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、監査委員の石川長善氏が平成29年2月7日をもって任期満了となりますことから、新たに鈴木清三氏を監査委員として選任したいので、同意をお願いしようとするものでございます。

それでは、ここで鈴木清三氏の経歴を紹介させていただきます。

鈴木氏は昭和52年3月に明治大学法学部法律学科を卒業され、同年4月に一関信用金庫に入行、平成25年3月に総務部長職で一関信用金庫を退職、同年4月から一関信用金庫を再雇用で総務部コンプライアンス課専任課長に就任、平成27年3月雇用期間終了、同年4月から一関信用金庫の関連会社であります株式会社関信サービスに入社、同年6月から株式会社関信サービスの代表取締役を務められている方でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第9号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、同意第9号、監査委員の選任に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時43分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

日程第19、発議第6号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

風邪を引いてしまいまして、大変聞き苦しい声でございますけれども、読み上げて意見書を出したいと思っております。

発議第6号。提出者、平泉町議会議員、寺崎敏子、賛成者、千葉勝男、升沢博子、真竈光幸、高橋拓生でございます。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

次のページをお開きください。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）でございます。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保に繋がっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成28年12月15日、岩手県平泉町議会。

意見書の送付先については、配付しているとおりでございます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから発議第6号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（佐藤孝悟君）

起立多数です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決しました。

議長（佐藤孝悟君）

追加日程第1、発議第7号、農協改革および指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

発議をいたします。

発議第7号。提出者、私、千葉勝男であります。賛成者、高橋拓生、佐々木一治、高橋伸二、阿部圭二でございます。

農協改革および指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書の提出についてであります。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出をいたします。

裏の意見書にありましては、高橋議会事務局長より朗読をさせます。

なお、送付先については、資料を追加配付とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋議会事務局長。

議会事務局長（高橋誠君）

農協改革および指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書（案）でございます。

農協改革は、組織における自己改革の取り組みを尊重し、生産現場の実態や農業関係者の意見、長期的な展望を踏まえた丁寧な議論により進めるとともに、指定生乳生産者団体制度の改革については、需給調整の実効性と公平性の確保がはかられるよう強く要望する。

理由。平成28年11月11日、規制改革推進会議農業ワーキング・グループから「農協改革に関する意見」が公表された。その内容は、JA全農の農産物委託販売の廃止と全量買取販売への転換や、信用事業を営むJAを3年後を目途に半減させる等、自主・自立を原則とする協同組合への不当な介入と言わざるを得ないものであったが、その後の与党との調整により、現実的ではない事業・組織の見直しについては排除されるに至った。

中山間地を抱えた当地域において、JAは無くてはならない組織であり、農業振興や地域経済の維持・発展、地域住民のコミュニティーに大きな役割を果たしている。今回の提言のように、JAの解体を招くような事業および経済への介入は、到底承服することができない。農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革が基本であることを前提に進められるべきである。

また同日、農業ワーキング・グループは「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」も併せて公表した。指定団体以外に出荷する生乳への補助金の交付や指定団体への全量委託の原則廃止などが主な柱であり、その後の与党との調整により、条件整備を前提に補助金の交付対象者拡大と生乳の部分委託の拡大が容認された。

指定生乳生産者団体制度および生産者補助金は、需要に応じた生乳生産と合理的な集送乳を通じて酪農経営の安定と所得増大をはかる仕組みであり、中山間地域等の条件不利地で経営を行っている酪農家にとっては、極めて重要な制度である。

よって国においては、次の事項について取り組むよう強く要望する。

記、1、農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合原則を無視し

た不当な介入は行わないとともに、本県の農業振興や農業所得増大の視点からも、現実的ではない事業・組織の見直しを強要しないこと。

2、指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成28年12月15日、岩手県平泉町議会。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから発議第7号、農協改革および指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で、本定例会に付議された全ての議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

これをもって、平成28年平泉町議会定例会12月会議を閉じます。

閉会 午後 2時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 氷 室 裕 史

同 高 橋 拓 生